

議案第 1 3 5 号

渋川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

渋川市ふれあいセンター条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表渋川市金島ふれあいセンターの項の次に次のように加える。

渋川市古巻ふれあいセンター	渋川市八木原 6 7 8 番地 1
---------------	-------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第 2 条に規定する渋川市古巻ふれあいセンターの利用に必要な渋川市ふれあいセンター条例第 5 条の規定による許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

理 由

古巻公民館の建替えに伴い、同施設をふれあいセンターとしても位置付けるため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行														
（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>渋川市金島ふれあいセンター</td><td>渋川市金井1 9 9 9 番地</td></tr> <tr> <td>渋川市古巻ふれあいセンター</td><td>渋川市八木原6 7 8 番地 1</td></tr> <tr> <td>渋川市北橋ふれあいセンター</td><td>渋川市北橋町真壁2 3 5 4 番地</td></tr> </table>	名称	位置	渋川市金島ふれあいセンター	渋川市金井1 9 9 9 番地	渋川市古巻ふれあいセンター	渋川市八木原6 7 8 番地 1	渋川市北橋ふれあいセンター	渋川市北橋町真壁2 3 5 4 番地	（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>渋川市金島ふれあいセンター</td><td>渋川市金井1 9 9 9 番地</td></tr> <tr> <td>渋川市北橋ふれあいセンター</td><td>渋川市北橋町真壁2 3 5 4 番地</td></tr> </table>	名称	位置	渋川市金島ふれあいセンター	渋川市金井1 9 9 9 番地	渋川市北橋ふれあいセンター	渋川市北橋町真壁2 3 5 4 番地
名称	位置														
渋川市金島ふれあいセンター	渋川市金井1 9 9 9 番地														
渋川市古巻ふれあいセンター	渋川市八木原6 7 8 番地 1														
渋川市北橋ふれあいセンター	渋川市北橋町真壁2 3 5 4 番地														
名称	位置														
渋川市金島ふれあいセンター	渋川市金井1 9 9 9 番地														
渋川市北橋ふれあいセンター	渋川市北橋町真壁2 3 5 4 番地														